

文教委員会資料④

1 令和8年第2回定例会提出予定議案の説明

- (9) 議案第83号 川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第83号 川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

こども未来局

(令和8年5月27日)

議案第 83 号 川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

1 条例改正の背景

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（以下「告示」という。）の一部改正（令和 7 年内閣府・文部科学省告示第 3 号）
- (2) 告示の一部改正（令和 8 年内閣府・文部科学省告示第 1 号）
- (3) 告示の一部改正（令和 8 年内閣府・文部科学省告示第 2 号）
- (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件の一部改正（令和 8 年内閣府・文部科学省令第 2 号）

2 改正の主な内容

- (1) 上記 1（1）に伴い、認定こども園の設置者は、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならないこととするもの
- (2) 上記 1（2）に伴い、満 3 歳以上の子どもに係る 1 学級当たりの人数について、35 人以下から 30 人以下に引き下げるもの
- (3) 上記 1（3）に伴い、認定こども園に置く子どもの教育及び保育に直接従事する職員について、1 人に限って、理学療法士等に該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者をもって代えることができることとするもの
- (4) 上記 1（4）に伴い、満 3 歳以上満 4 歳未満の子どもの教育及び保育に直接従事する職員の配置基準の規定に係る経過措置の期間（猶予期間）を、令和 10 年 3 月 31 日までとするもの

3 施行期日

公布の日から施行。ただし、上記 2（1）については、令和 8 年 12 月 25 日から施行

【第 1 条関係】川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例 平成30年 3 月20日 条例第14号 (法第 3 条第 1 項の条例で定める要件)</p> <p>第 3 条 法第 3 条第 1 項の条例で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 当該施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第 1 項の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。以下同じ。）に従って編成された教育課程（第 3 条第 7 号アを除き、以下「教育課程」という。）に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。</p> <p>(2) 当該施設が保育所等である場合にあつては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満 3 歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあつては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第 4 項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満 3 歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。</p> <p>(3) 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。</p> <p>(4) 職員の配置について、次に掲げる基準に適合すること。 ア 次に掲げる基準に適合する数の教育及び保育に従事する職員が置かれ、かつ、当該職員の総数が常時 2 人以上であること。 (ア) 満 1 歳未満の子どもおおむね 3 人につき 1 人以上</p>	<p>○川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例 平成30年 3 月20日 条例第14号 (法第 3 条第 1 項の条例で定める要件)</p> <p>第 3 条 法第 3 条第 1 項の条例で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 当該施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第 1 項の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。以下同じ。）に従って編成された教育課程（第 3 条第 7 号アを除き、以下「教育課程」という。）に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。</p> <p>(2) 当該施設が保育所等である場合にあつては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満 3 歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあつては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第 4 項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満 3 歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。</p> <p>(3) 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。</p> <p>(4) 職員の配置について、次に掲げる基準に適合すること。 ア 次に掲げる基準に適合する数の教育及び保育に従事する職員が置かれ、かつ、当該職員の総数が常時 2 人以上であること。 (ア) 満 1 歳未満の子どもおおむね 3 人につき 1 人以上</p>

改正後	改正前
<p>(イ) 満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上 (ウ) 満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね15人につき1人以上 (エ) 満4歳以上の子どもおおむね25人につき1人以上</p> <p>イ 幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する満3歳以上の子ども及び保育所と同様に1日に8時間程度利用する満3歳以上の子ども（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通する4時間程度の利用時間においては、満3歳以上の子どもにつき1学級当たり<u>30人</u>以下の学級が編制され、かつ、各学級に少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）が置かれていること。</p> <p>(5) 前号に掲げる基準に適合するために必要となる職員の資格について、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 満3歳未満の子どもの保育に従事する職員にあつては、児童福祉法第18条の18第3項に規定する保育士登録（同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第3項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録を含む。以下「保育士登録」という。）を受けていること。</p> <p>イ 満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する職員にあつては、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状のうち幼稚園の教諭の免許状（以下「幼稚園教諭免許状」という。）を有しているか、又は保育士登録を受けていること。ただし、学級担任にあつては原則として幼稚園教諭免許状を有していることとし、教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員にあつては原則として保育士登録を受けていることとする。</p> <p><u>ウ ア及びイにより置かなければならない保育士登録を受けている者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する</u></p>	<p>(イ) 満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上 (ウ) 満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね15人につき1人以上 (エ) 満4歳以上の子どもおおむね25人につき1人以上</p> <p>イ 幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する満3歳以上の子ども及び保育所と同様に1日に8時間程度利用する満3歳以上の子ども（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通する4時間程度の利用時間においては、満3歳以上の子どもにつき1学級当たり<u>35人</u>以下の学級が編制され、かつ、各学級に少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）が置かれていること。</p> <p>(5) 前号に掲げる基準に適合するために必要となる職員の資格について、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 満3歳未満の子どもの保育に従事する職員にあつては、児童福祉法第18条の18第3項に規定する保育士登録（同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第3項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録を含む。以下「保育士登録」という。）を受けていること。</p> <p>イ 満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する職員にあつては、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状のうち幼稚園の教諭の免許状（以下「幼稚園教諭免許状」という。）を有しているか、又は保育士登録を受けていること。ただし、学級担任にあつては原則として幼稚園教諭免許状を有していることとし、教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員にあつては原則として保育士登録を受けていることとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができること。この場合において、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士登録を受けている者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>(6) 施設設備について、次に掲げる基準に適合すること。 (略)</p> <p>(7) 教育及び保育の内容等について、次に掲げる基準に適合すること。 (略)</p> <p>(8) 教育及び保育の質の確保及び向上を図り、かつ、子ども及びその保護者を支援する事業を適切に実施するために必要な知識及び技術の習得の促進その他の職員（当該認定こども園の長を含む。）の資質の向上を図るための措置が講じられていること。</p> <p>(9) 子育て支援事業について、次に掲げる基準に適合すること。 (略)</p> <p>(10) 管理及び運営について、次に掲げる基準に適合すること。 ア 1の認定こども園につき1人の長を置き、一体的な管理運営を行うことができることと認められること。 イ 開園日及び開園時間並びに教育及び保育の時間について、次に掲げる基準に適合すること。 (ア) 開園日は、次に掲げる日を除いた日を原則とすること。 a 日曜日</p>	<p>(6) 施設設備について、次に掲げる基準に適合すること。 (略)</p> <p>(7) 教育及び保育の内容等について、次に掲げる基準に適合すること。 (略)</p> <p>(8) 教育及び保育の質の確保及び向上を図り、かつ、子ども及びその保護者を支援する事業を適切に実施するために必要な知識及び技術の習得の促進その他の職員（当該認定こども園の長を含む。）の資質の向上を図るための措置が講じられていること。</p> <p>(9) 子育て支援事業について、次に掲げる基準に適合すること。 (略)</p> <p>(10) 管理及び運営について、次に掲げる基準に適合すること。 ア 1の認定こども園につき1人の長を置き、一体的な管理運営を行うことができることと認められること。 イ 開園日及び開園時間並びに教育及び保育の時間について、次に掲げる基準に適合すること。 (ア) 開園日は、次に掲げる日を除いた日を原則とすること。 a 日曜日</p>

改正後	改正前
<p>b 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>c 12月29日から翌年の1月3日までの日（bに掲げる日を除く。）</p> <p>(イ) 開園時間は、1日につき11時間を原則とすること。</p> <p>(ウ) 保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、当該子どもの保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、認定こども園の長が定めること。</p> <p>ウ 法第4条第1項各号に掲げる事項、法第28条に規定する教育保育概要その他当該施設において提供されるサービスに関する情報を開示するために必要な体制が確保されていること。</p> <p>エ 入園する子どもの選考に係る客観的かつ公正な基準が定められていること。</p> <p>オ 児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。）を受けた子ども、母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の子ども、障害児（児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。）その他特別の配慮を必要とする子どもの受入れに関し必要な措置が講じられていること。</p> <p>カ 子どもの健康及び安全を確保するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>キ 子どもに食事を提供するときは、当該施設内で調理する方法により行うこと。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、第6号オ(イ)aからeまでに掲げる基準に適合する場合に限り、外部搬入により行うことができる。</p> <p>ク 事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができると認められること。</p> <p>ケ 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移</p>	<p>b 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>c 12月29日から翌年の1月3日までの日（bに掲げる日を除く。）</p> <p>(イ) 開園時間は、1日につき11時間を原則とすること。</p> <p>(ウ) 保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、当該子どもの保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、認定こども園の長が定めること。</p> <p>ウ 法第4条第1項各号に掲げる事項、法第28条に規定する教育保育概要その他当該施設において提供されるサービスに関する情報を開示するために必要な体制が確保されていること。</p> <p>エ 入園する子どもの選考に係る客観的かつ公正な基準が定められていること。</p> <p>オ 児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。）を受けた子ども、母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の子ども、障害児（児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。）その他特別の配慮を必要とする子どもの受入れに関し必要な措置が講じられていること。</p> <p>カ 子どもの健康及び安全を確保するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>キ 子どもに食事を提供するときは、当該施設内で調理する方法により行うこと。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、第6号オ(イ)aからeまでに掲げる基準に適合する場合に限り、外部搬入により行うことができる。</p> <p>ク 事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができると認められること。</p> <p>ケ 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移</p>

改正後	改正前
<p>動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認することができることと認められること。</p> <p>コ 通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いてケの規定による所在の確認（子どもの降車の際に限る。）を行うことができると認められること。</p> <p>サ その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示がされていること。</p> <p><u>シ 法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この項において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置が講じられていること。</u></p> <p>附 則 （認定こども園の職員資格に関する特例）</p> <p>3 子どもの登園又は降園の時間帯その他の子どもが少数である時間帯において、第3条第4号ア(ア)から(エ)までの基準により置かなければならない職員の数1人となる場合には、当分の間、同条第5号の規定にかかわらず、同条第4号アの規定により置かなければならない職員のうち1人は、市長が幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士登録を受けている者と</p>	<p>動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認することができることと認められること。</p> <p>コ 通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いてケの規定による所在の確認（子どもの降車の際に限る。）を行うことができると認められること。</p> <p>サ その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示がされていること。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>附 則 （認定こども園の職員資格に関する特例）</p> <p>3 子どもの登園又は降園の時間帯その他の子どもが少数である時間帯において、第3条第4号ア(ア)から(エ)までの基準により置かなければならない職員の数1人となる場合には、当分の間、同条第5号の規定にかかわらず、同条第4号アの規定により置かなければならない職員のうち1人は、市長が幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士登録を受けている者と</p>

改正後	改正前
<p>同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。</p> <p>4 第3条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者及び同号イただし書の規定により原則として置かなければならない保育士登録を受けている者は、当分の間、幼稚園教諭免許状を有する者又は教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状のうち小学校の教諭の免許状若しくは養護教諭の免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭、<u>主務養護教諭</u>及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。</p> <p>5 第3条第5号イ本文の規定により置かなければならない幼稚園教諭免許状を有し、又は保育士登録を受けている者は、当分の間、小学校教諭等免許状所持者をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p> <p>6 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第3条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者、同号イ本文の規定により置かなければならない幼稚園教諭免許状を有し、又は保育士登録を受けている者及び同号イただし書の規定により原則として置かなければならない保育士登録を受けている者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、市長が幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士登録を受けている者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p> <p>7 第3条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務す</p>	<p>同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。</p> <p>4 第3条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者及び同号イただし書の規定により原則として置かなければならない保育士登録を受けている者は、当分の間、幼稚園教諭免許状を有する者又は教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状のうち小学校の教諭の免許状若しくは養護教諭の免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。</p> <p>5 第3条第5号イ本文の規定により置かなければならない幼稚園教諭免許状を有し、又は保育士登録を受けている者は、当分の間、小学校教諭等免許状所持者をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p> <p>6 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第3条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者、同号イ本文の規定により置かなければならない幼稚園教諭免許状を有し、又は保育士登録を受けている者及び同号イただし書の規定により原則として置かなければならない保育士登録を受けている者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、市長が幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士登録を受けている者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p> <p>7 第3条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務す</p>

改正後			改正前		
<p>る保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、4人未満の満1歳未満の子どもを入園させる認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士登録を受けている者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p>			<p>る保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、4人未満の満1歳未満の子どもを入園させる認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士登録を受けている者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p>		
<p>8 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第3条第4号アの規定により認定こども園に置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</p>			<p>8 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第3条第4号アの規定により認定こども園に置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</p>		
<u>第3条第5号ウ</u>	<u>第3条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者</u>	特定理学療法士等	(新設)		
附則第4項	第3条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者及び同号イただし書の規定により原則として置かなければならない保育士登録を受けている者	幼稚園教諭免許状を有する者又は小学校教諭等免許状所持者	附則第4項	第3条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者及び同号イただし書の規定により原則として置かなければならない保育士登録を受けている者	幼稚園教諭免許状を有する者又は小学校教諭等免許状所持者
附則第5項	第3条第5号イ本文の規定により置かなければならない幼稚園教諭免許状を有し、又は保育士登録を受けている者	小学校教諭等免許状所持者	附則第5項	第3条第5号イ本文の規定により置かなければならない幼稚園教諭免許状を有し、又は保育士登録を受けている者	小学校教諭等免許状所持者
附則第6項	第3条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者、同号イ本文の規定により置かなければならない幼稚園教諭免許状を有し、又は保育士登録を受けている者及び同号イただし書の規定により原則として置かなければならない保育士登録を受けている者	市長が幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士登録を受けている者と同等の知識及び経験を有すると認める者	附則第6項	第3条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者、同号イ本文の規定により置かなければならない幼稚園教諭免許状を有し、又は保育士登録を受けている者及び同号イただし書の規定により原則として置かなければならない保育士登録を受けている者	市長が幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士登録を受けている者と同等の知識及び経験を有すると認める者
附則第7項	第3条第5号アの規定により置かなければ	看護師等	附則第7項	第3条第5号アの規定により置かなければ	看護師等

改正後			改正前		
	ばならない保育士登録を受けている者			ばならない保育士登録を受けている者	
<p>9 <u>第3条第5号ウ及び附則第7項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士登録を受けている者（同号ウ後段の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p>			<p><u>(新設)</u></p>		

【第2条関係】川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例 令和6年6月28日条例第52号</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 子どもに対する教育及び保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>令和10年3月31日まで</u>の間、改正後の条例第3条第4号ア <u>((ウ) に係る部分に限る。)</u> の規定は、適用しない。この場合において、改正前の条例第3条第4号ア <u>((ウ) に係る部分に限る。)</u> の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p> <p><u>3 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の条例第3条第4号ア ((エ) に係る部分に限る。) の規定は、適用しない。この場合において、改正前の条例第3条第4号ア ((エ) に係る部分に限る。) の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</u></p>	<p>○川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例 令和6年6月28日条例第52号</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 子どもに対する教育及び保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間</u>、改正後の条例第3条第4号アの規定は、適用しない。この場合において、改正前の条例第3条第4号アの規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p> <p><u>(新設)</u></p>